

## 第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

### 第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買ったとき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

### 第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

#### 1 転嫁拒否行為に関する情報収集

##### (1) 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。

平成28年度においては、444件の相談に対応した。

##### (2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、中小企業・小規模事業者等（売手側）から転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行っている。

平成28年度においては、中小企業庁と合同で、中小企業・小規模事業者等（売手側。約285万名）に対する悉皆的（しっかいてき）な書面調査を実施した。また、中小企業庁と合同で、個人事業者（売手側。約350万名）に対する書面調査を実施した。

##### (3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、平成28年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する

情報や取引実態を把握するため、2,385名の事業者及び581の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施しており、平成28年度においては、36回実施した。

(5) 下請法の書面調査の活用

公正取引委員会は、下請法の書面調査を通じて、転嫁拒否行為に関する情報も併せて収集し、転嫁拒否行為に関する情報が得られた場合には、速やかに調査を行った。

(6) 下請法との一体的な運用

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において、下請法に違反する事実（発注書面不交付・不備、受領拒否、割引困難な手形の交付等）が判明した場合には、下請法に基づき迅速かつ厳正に対処した。

**2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等**

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施し、転嫁拒否行為に対しては、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ厳正に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、特定事業者名、違反行為の概要等を公表している。

平成28年度において、6件について勧告を行い、362件について指導を行った（第1表参照）。

**第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数**

(単位：件)

	勧告	指導
平成28年度	6 (0)	362 (20)
平成27年度	13 (3)	349 (24)
累 計	38 (7)	1,751 (124)

(注1) 累計の数値は、平成25年10月から平成29年3月までの累計である。( )内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	平成28年度			平成27年度			累計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	2	54	56	2	55	57	4	182	186
製造業	0	66	66	1	66	67	1	469	470
情報通信業	1	37	38	1	43	44	3	152	155
運輸業（道路貨物運送業等）	1	14	15	0	15	15	1	118	119
卸売業	0	20	20	0	20	20	1	128	129
小売業	0	39	39	3	35	38	7	208	215
不動産業	0	19	19	4	20	24	6	63	69
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	15	15	0	20	20	0	99	99
学校教育・教育支援業	1	19	20	1	8	9	3	37	40
その他（注3）	1	79	80	1	67	68	12	295	307
合計	6	362	368	13	349	362	38	1,751	1,789

（注2）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

（注3）「その他」は、医療福祉、事業サービス業、自動車整備業・機械等修理業、旅行業等である。

（注4）累計の数値は、平成25年10月から平成29年3月までの累計である。

## (2) 行為類型別件数

平成28年度において勧告又は指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が362件、減額（同法第3条第1号前段）が19件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が3件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	平成28年度			平成27年度			累計		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	19	19	0	18	18	3	70	73
買ったたき	6	356	362	13	331	344	38	1,435	1,473
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	3	3	0	49	49
本体価格での交渉の拒否	0	3	3	0	6	6	0	248	248
合計（注5）	6	378	384	13	358	371	41	1,802	1,843

（注5）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、第1表及び第2表に記載の件数とは一致しない。

（注6）累計の数値は、平成25年10月から平成29年3月までの累計である。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成28年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者293名から、特定供給事業者36,137名に対し、総額9億2957万円の原状回復が行われた。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	平成28年度	平成27年度	累計
原状回復を行った特定事業者数	293名	333名	854名
原状回復を受けた特定供給事業者数	36,137名	25,059名	94,290名
原状回復額	9億2957万円	6億7444万円	20億1555万円

(注7) 累計の数値は、平成26年4月から平成29年3月までの累計である。

3 勧告事件及び主な指導事例

平成28年度における勧告事件及び主な指導事例は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為の概要	関係法条
運輸業 (28.6.16勧告)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を行う㈱Q配サービスは、 ア 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったとき）
建設業 (28.8.31勧告)	住宅等の建築リフォーム工事業を行う㈱松下サービスセンター及び㈱A Pサービスセンターは、 ア サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 イ 駐車場等の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったとき）
教育、学習支援業 (28.10.21勧告)	学習塾の運営等を行う㈱KATEKYOグループは、 ア 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったとき）
宿泊業 (29.2.22勧告)	ホテル業を行う㈱スーパーホテルは、 ア 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 イ ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等（「顧問業務」）を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ウ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号後段（買ったとき）

事業内容	違反行為の概要	関係法条
情報通信業 (29.3.9勧告)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を行う(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第3条第1号後段（買ったとき）

## (2) 主な指導事例

業種	違反行為の概要	関係法条
製造業	A社は、自社が使用する駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、あらかじめ定めた平成26年4月分の消費税込みの駐車場の賃料について、消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
小売業	大規模小売業者であるB社は、自社が運営する店舗の賃貸人（特定供給事業者）に対し、本体価格で定めた平成26年4月分の賃料について、対価を支払う際に消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
旅館業	C社は、産業廃棄物の処理を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月以降の委託料の支払について、特定供給事業者が消費税率5%で計算した請求書に基づき、消費税率の引上げ分相当額を減じて支払っていた。	第3条第1号前段（減額）
出版業	D社は、著作者及び原稿作成、校正等の業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、税込みで定めた利用許諾に対する対価（印税）及び委託代金について、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
倉庫業	E社は、消費税率の引上げ後に同じグループ会社であるF社から事業を継承し、不動産賃貸業を営む事業者（特定供給事業者）から継続して倉庫等を賃借しているところ、倉庫等の賃料について、F社が平成26年4月1日の消費税率の引上げ以前に特定供給事業者を支払っていた賃料と同額に定め、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく特定供給事業者を支払っていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
小売業	G社は、反物生地等を納入している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの対価を据え置いていた。	第3条第1号後段（買ったとき）
建設業	H社は、型枠工事を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、消費税込みで工事代金を定めていたところ、平成26年4月1日以後の価格交渉の際、事業者からの本体価格（税抜価格）での交渉の申出を拒否した。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）

## 第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

### 1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

### 2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成28年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）11件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為〔以下「表示カルテル」という。〕の届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成28年度においては、9件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

(単位：件)

	転嫁カルテル	表示カルテル	合計
平成28年度	11	0	11
平成27年度	11	0	11
累計	187	139	326

(注1) 累計の数値は、平成25年10月から平成29年3月までの累計である。

第6表 業種別届出件数

(単位：件)

	転嫁カルテル			表示カルテル		
	平成28年度	平成27年度	累計	平成28年度	平成27年度	累計
製造業	2	5	94	0	0	79
卸売業	2	3	59	0	0	49
小売業	4	2	50	0	0	45
サービス業	3	3	46	0	0	21
その他(注3)	2	6	26	0	0	10
合計	13	19	275	0	0	204

(注2) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

(注3) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

(注4) 累計の数値は、平成25年10月から平成29年3月までの累計である。

### 3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁カルテル及び表示カルテルをすることができることとされており（第13条第1項）、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第2項）。

## 第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

### 1 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

#### (1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成28年度においては、36回実施した。

#### (2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成28年度においては、職員を73回派遣した。

### 2 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

#### (1) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを当委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会、地方自治体等に配布した。

また、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえ、主な違反事例について説明したパンフレットを、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しているほか、商工会議所、商工会等に配布した。

#### (2) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「消費税転嫁対策コーナー」を設けており、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」などを掲載した。

#### (3) 転嫁拒否行為の未然防止に係る集中的な広報

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、平成28年11月に、①新聞広告及び②インターネット広告により、事業者向け広報を集中的に実施した。